本ソフトウェアの名称：ScanSnap Manager

–重要–

お客様へ：本製品を構成するプログラムである本ソフトウェアをインストールされる前に必ずお読みください。

このたびは、弊社製品をお買い上げいただきまして誠にありがとうございます。弊社では、本ソフトウェアをお客様に提供するにあたり下記「ご使用条件」にご同意いただくことをご使用の条件とさせていただいております。本ソフトウェアをインストールされる前に必ず下記「ご使用条件」をお読みください。
なお、お客様がインストールされた場合、下記「ご使用条件」にご同意いただいたものといたしますので、万一ご同意いただけない場合には、インストールなさらずに、ご購入から３０日以内に本製品一式を領収書等その代金の支払を証明する書面と共にご購入先にお返しください。代金をお返しいたします。

–ご使用条件–

１．ご使用にあたって
お客様は、本ソフトウェアを同時に１台のコンピュータに限り、インストールし使用することができます。

２．複製について
前項に基づき認められた本ソフトウェアのインストールによる複製を除き本ソフトウェアの複製は、バックアップを目的としたものに限定されます。

３．制限について
(1) お客様は、本ソフトウェアの機能を第三者に利用させることを目的とするサービス（アプリケーション・サービス・プロバイダとしてのサービス等）に本ソフトウェアを使用することはできません。
(2) 弊社は、本「ご使用条件」の遵守の確認を目的として、本ソフトウェアの使用に関してお客様に対して監査を行う場合があります。弊社が監査を行う場合は、その旨をお客様に事前に通知いたします。なおお客様は、合理的な理由がある場合に限り、監査を拒否することができます。
(3) お客様は、本ソフトウェアに対して、改造または逆コンパイルもしくは逆アセンブル等の何らかのリバースエンジニアリングを行うことはできません。

(4) 本ソフトウェアは、原子力核制御、航空機飛行制御、航空交通管制、大量輸送運行制御、生命維持、兵器発射制御など、きわめて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途(以下「ハイセイフティ用途」といいます)に使用されるよう設計されたものではありません。お客様は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本ソフトウェアを使用することはできません。また、お客様がハイセイフティ用途に本ソフト ウェアを使用したことにより発生した損害に対しても弊社は責任を負いません。
(5) 本ソフトウェアにおけるセキュリティ対策は、本ソフトウェアが発表された時点の水準によるものです。なお、現実に生じた不正アタック・ウィルス攻撃等に対する防御は、お客様による実施事項となります。

４．権利の帰属
(1) 本ソフトウェアの著作権等は、弊社または本ソフトウェアを開発した第三者が保有しており、お客様は本「ご使用条件」に基づき本ソフトウェアを使用する権利のみを得るものとします。
(2) お客様は、本ソフトウェアおよびその複製物に含まれる本ソフトウェアの著作権表示を変更または削除してはなりません。

５．第三者への譲渡
お客様が本製品を第三者に譲渡する場合、お客様は、自らの責任において譲渡する第三者に本「ご使用条件」を遵守させるとともに、お客様が保有する本ソフトウェアの複製物の全てを破棄するか、本製品とともに第三者に譲渡しなければなりません。

６．輸出規制
お客様は、本製品を国外に持ち出す等輸出する場合、「外国為替及び外国貿易法」（その関連政省令等を含みます）を遵守するものとします。なお、お客様は、米国輸出管理法令等外国の輸出関連法規が適用される場合、それらの法規も遵守しなければなりません。

７．保証の範囲
(1) 本ソフトウェアのインストール媒体等の物理的な欠損があった旨お客様から通知いただいた場合、お客様が本製品をご購入いただいたときから９０日間に限り、弊社は、当該欠損のあった媒体等の良品への交換に応じます。
(2) 弊社は、所定の手続に従いお客様が本製品のユーザー登録をしていただいてから最低１年間、重大な情報の誤りや使用方法の改良など必

要な情報をお知らせいたします。
(3) 弊社が、本ソフトウェアに対して行う保証は、前各号に記載の範囲に限られるものとします。弊社は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じたいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、それらに限定されないものとします。）に関して、一切責任を負いません。
(4) お客様が消費者契約法に定める消費者である場合、前号は適用されないものとします。ただし弊社の過失（重過失の場合を除く）によりお客様に生じた損害に対する弊社の賠償責任は、お客様が本製品に支払った代金をその限度とします。
(5) 本ソフトウェアに第三者が開発したソフトウェアが含まれる場合においても、開発元である第三者は本ソフトウェアに関して一切の保証を行いません。

–株式会社ＰＦＵ–

本製品には、「外国為替及び外国貿易法」に基づき日本国外への持ち出し等輸出を規制された貨物または役務(別表の8の項(1))*が含まれています。そのため本製品の輸出にあたっては日本国政府の許可が必要になります。
* 2009 年 08 月 31 日現在の法令に基づいています。